

適合証明申請添付書類一覧

小川町都市政策課 開発建築担当
令和4年4月1日

適合証明【都市計画法第29条第2号一農家住宅及び農業用施設(増改築含む)】 都市計画法施行規則第60条関係

提出部数:2部(正本1部、副本1部)

No.	添付書類等	備考	チェック
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	開発行為等の手続に関する規則 様式第26号	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合。①代理者の資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を記載すること	
3	理由書	※現居住地から移転する場合には、 ①移転の理由 ②土地選定の理由 ③移転後の現居住地の利用計画等を明確にすること。(※市街化区域内は面積により開発許可が必要となる)	
4	土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内に交付されたもの	
5	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合	
6	都市計画図(申請地位置図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記	
7	位置図(案内図)	①方位 ②縮尺 ③位置を明記	
8	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③申請地及び隣接地の地番・地目を記入	
9	現況写真(全景2方向以上)	①道路を入れて撮影 ②区域朱囲み ③写真番号・撮影方向を土地利用計画図に記入	
10	求積図(実測)	①面積(小数点第2位) ②全ての辺長 ③方位・縮尺等記入	
11	土地利用計画図(建築物等の配置図、給水・排水施設計画図)	①道路(ア幅員 イ道路番号 ウ建築基準法第42条該当号) ②全ての辺長 ③既存・計画建築物等の位置・用途・建築面積・延床面積(全ての建築物) ④除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑤給水施設(自己居住用は不要) ⑥排水施設(ア種類 イ寸法 ウ流水方向 エ放流先の名称を記入) ⑦排水系統別に着色 ⑧建築規制の内容及び位置等を記入	
12	建築物平面図(各階別)	①縮尺 ②建築面積 ③各階別床面積及び延床面積 ④建ぺい率及び容積率 ⑤建築規制の内容及び位置 ⑥設計者の署名又は記名	
13	建築物立面図(2方向以上)	①縮尺 ②建築物の最高高 ③建築規制の内容及び位置 ④設計者の署名又は記名	
14	農家住宅の場合	(1) 農家証明書等の経営耕地を証する書面	①農業委員会が発行する農家証明書等 ②生産物(農産物)の年間総販売額が15万円以上のものを証する書面(最新のもの)
		(2) 住民票(世帯員全員分)	申請日以前6か月以内のもの
		(3) 現居住地の位置図、公図の写し	※現居住地から移転する場合
		(4) 現居住地の配置図	※現居住地から移転する場合
15	農業用施設の場合	(1) 農家証明書等の経営耕地を証する書面	①農業委員会が発行する農家証明書等 ②生産物(農産物)の年間総販売額が15万円以上のものを証する書面(最新のもの)
		(2) 経営耕地の分布図	※農業用施設を住宅から離れた場所に建築する場合 ①耕作地を朱書 ②地番 ③地目 ④作目等を記入
		(3) 主要農機具の一覧表及び写真等	※農業用施設を住宅から離れた場所に建築する場合 ①農機具一覧表 ②既存農機具保管庫の全景写真 ③個別農機具の写真(一覧表と対照できるように明示すること)
16	その他許可権者が必要と認める書面		

図面の縮尺など添付図書については、埼玉県発行「開発許可制度の解説(令和2年4月版)」開発許可申請書等の作成及び手続(P377~)に基づき作成すること。

小川町HPアドレス <http://www.town.ogawa.saitama.jp/0000000903.html>

県庁HPアドレス https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kaihatukyokanoseido/kaihatukyokaseidonokaisetu_r0204.html

※全ての図面について設計者が署名又は記名し、区域を朱書きすること。

※この証明は、建築確認申請の添付資料として審査機関が提出を求めるものです。

※証明書交付後における記載内容の訂正はできません。再申請になりますので、注意してください。